

技能検定受検のメリットを厚労省が受検案内で紹介

厚生労働省等は先頃、平成30年度の国家検定「技能検定」の受検案内「ワザ有り！日本！」を作成し関係機関に配布した。その中で、技能検定を受検するメリットについて、次のように紹介している。

- ① 「技能士」と名乗ることができる。都道府県職業能力開発協会が実施する職種では、合格すると、検定職種、等級に応じたメリットがある。

(例)

- 他資格試験の受験資格や一部試験免除。
 - ▽労働安全コンサルタント試験
 - ▽職業訓練指導員試験
 - ▽作業環境測定士試験
- 建設工事等において配置する技術者資格。
 - ▽建設業法による専任の者、主任技術者の資格
 - ▽一級技能士現場常駐制度その他、労働安全衛生法第60条の規定に基づく職長等に対する安全又は衛生のための教育事項の全部を省略(特級の全職種)など。

- ② 企業が従業員に技能検定を受検させるメリット。

(例)

- ▽若い技能者の習熟度を確かめる方法として有効
- ▽高い技能を持つ技能者がいることで、製品の生産性の向上や品質維持に役立つ
- ▽技能士がいることにより、企業が高い技術力を持つ証明となり、顧客からの信頼を得られる。

東京室内装飾新聞(第619号)より引用